

令和5年4月21日
総務企画部長専決

八代市SDGsロゴマーク使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市におけるSDGs（持続可能な開発目標）推進のシンボルとして作成した八代市SDGsロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(図柄及び仕様)

第2条 ロゴマークの図柄は、別記のとおりとし、その仕様は、八代市SDGsロゴマークデザインマニュアル（以下「デザインマニュアル」という。）に基づくものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に帰属する。

(使用対象者)

第4条 ロゴマークを使用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 八代市SDGsアクション宣言を行った者

(2) 八代市

(3) 報道機関（報道目的の利用及び本市のSDGsの取組の紹介をする者に限る。）

(4) その他市長が特に必要と認める者

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用申請)

第6条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ八代市SDGsロゴマーク使用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 使用申請者の事業活動等の内容等を示す書類

(2) チラシ、ポスター等使用対象物件の見本

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、ロゴマークを八代市が使用するときは、八代市SDGsロゴマーク使用申請書（市利用分）（様式第2号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

(使用の承認)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、ロゴマークの使用の承認を決定したときは、八代市SDGsロゴマーク使用承認通知書（様式第3号）により使用申請者に通知するものとする。

2 市長は、ロゴマークの使用を承認したときは、使用を承認した者（以下「承認使用者」という。）に対し、使用に際して必要な条件を付することができる。

3 承認使用者は、ロゴマークの使用を開始した後速やかに市長に使用の状況を示す写真、書類等を提出しなければならない。

4 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、第1項の規定にかかわらず、口頭により承認することができる。

（使用の不承認）

第8条 市長は、第6条の規定による申請があった場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ロゴマークの使用の不承認を決定し、八代市SDGsロゴマーク使用不承認通知書（様式第4号）により使用申請者に通知するものとする。

（1）市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。

（2）SDGsの正しい理解を妨げるおそれがあるとき。

（3）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

（4）自己の商標や意匠とする等独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。

（5）特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。

（6）八代市暴力団排除条例（平成23年八代市条例第32号）第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認められ、又は認められるおそれがあるとき。

（7）営利を主な目的として使用し、又は使用するおそれがあるとき。ただし、SDGsの普及及び啓発に資するものとして市長が認めるときを除く。

（8）デザインマニュアルに従って使用せず、又は使用しないおそれがあるとき。

（9）ロゴマークのイメージを損なうおそれのあるとき。

（10）その他市長が適当でないとき。

（承認内容の変更）

第9条 承認使用者は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、八代市SDGsロゴマーク使用変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、承認の変更の可否を決定し、八代市SDGsロゴマーク使用変更承認（不承認）通知書（様式第6号）により承認使用者に通知するものとする。

3 第7条第2項及び第3項の規定は、承認の変更をした場合について準

用する。

(承認の取消し等)

第10条 市長は、承認使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消し、若しくは使用を中止させ、又は使用物件の回収その他の必要な措置を求めることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。

(2) 承認内容に違反したとき。

(3) 使用に際して付した条件に違反したとき。

(4) その他市長がロゴマークを使用させることが適当でない認めるとき。

(遵守事項)

第11条 ロゴマークの使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認内容及び条件に従うこと。

(2) デザインマニュアルに従うこと。

(3) 使用に関する権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。

(4) 意匠法(昭和34年法律第125号)に基づく意匠登録、商標法(昭和34年法律第127号)に基づく商標登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしないこと。

(5) ロゴマークを使用して作成し、又は製造する物件について、市が作成し、製造し、販売し、又は品質を保証する等市が責任を負うものであると誤認されるおそれがないよう必要な配慮を行うこと。

(経費等の負担)

第12条 市は、承認使用者によるロゴマークの使用に係る経費又は役務を負担しない。

(使用者の責任)

第13条 承認使用者がロゴマークの使用により市に損害を与えた場合は、市長は、その賠償を承認使用者に請求することができる。

2 ロゴマークの使用に起因する事故、苦情又は第三者との紛争が生じた場合は、承認使用者はその旨を速やかに市に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとし、市は損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。

(使用状況報告)

第14条 市長は、承認使用者に対し、ロゴマークの使用状況について、適時、資料の提出又は報告を求めることができる。

(情報の公開)

第15条 市長は、ロゴマークの承認状況等について、広く利用促進を図る観点から、この要領の規定により処理をした事務に関する情報のうち、

必要と認めるものを公開することができる。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、総務企画部長専決の日から施行する。